

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情回答書

陳情項目	所管課	回答
<b>【1】自治体の基本的あり方について</b>		
① 憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。	人事秘書課	今までと同様に今後もそのように努めています。
② 「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。	人事秘書課	国の施策を十分理解したうえで、地方自治の目的にそって、住民目線での施策を進めていきます。
③ 徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。	税務課	現在は愛知県西三河地方税滞納整理機構には参加していませんが、滞納者への納税相談をはじめとしたきめ細やかな対応をすることはもちろんですが、税負担の公平性・収納率の向上を図るために選択肢の一つであり、参加への検討はしていきます。
<b>【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。</b>		
1 生活保護について		
① 生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問い合わせなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。	福祉課	生活保護等の相談にあたってはまずは町福祉課職員が相談を受け、保護基準に該当しそうなケースは、西三河福祉相談センターのケースワーカーにつなげています。
② 埼玉県三郷市での裁判判決も踏まえ、申請権を保障してください。申請時に、違法な助言、指導実態を無視した就労指導の強要はしないでください。就労支援の一環として自治体で仕事を確保してください。また、枚方市自動車裁判判決をふまえ、生活および仕事で自立のために必要な場合は保有を認めることを「しお	福祉課	本町では判断できませんが、ご意見については県福祉事務所(西三河福祉相談センター)に伝えています。

り」等に記載してください。		
③ 国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。	福祉課	国の基準に準じて対応していきます。
④ 就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うために、ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。担当者の研修を充実してください。	福祉課	県福祉事務所(西三河福祉相談センター)が対応しています。
⑤ 弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。	福祉課	県福祉事務所(西三河福祉相談センター)が対応しています。
⑥ 国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。	福祉課	8月1日からの生活保護費の見直しに対する他制度への影響については、今年度は特に影響はないと考えていますが、基本的には国の基準に準じ対応していくこととなります。
<b>2 安心できる介護保障について</b>		
(1) 介護保険について		
① 一般会計からの繰り入れで介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。	福祉課	介護保険料については、第5期計画中におけるサービス量や被保険者数等の見込みにより、3か年の保険料を決定しました。保険料引き下げにはなりませんでしたが、県下の自治体に比べても低い水準になっています。 なお、保険料段階については、4期の9段階から11段階に細分化し、低所得者層は国水準より率を下げ、高所得者層は保険料率を引き上げています。一般会計からの繰り入れについては、国の基準に準じて対応していきます。
② 低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。	福祉課	第5期保険料において、保険料率を1・2段階は0.5を0.45に、率0.75の旧3段階を0.7と0.75に細分するなど低所得者層への配慮をしました。保険料減免制度については、現行の所得減免制度を継続します。
③ 低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。	福祉課	平成21年度から世帯収入額の基準見直しにより対象者を拡大しましたので、当該制度を継続します。

<p>④ 介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施しないでください。</p>	福祉課	<p>介護予防・日常生活支援総合事業については、全国の自治体でも取り組みが進んでいないことから問題が多いとの認識を持っています。国が進める要支援者を地域支援事業へ移行させる動きと併せて慎重な対応に努めます。</p>
<p>⑤ 行き場のない高齢者をなくすために施設の基盤整備については、民間の高齢者サービス住宅等より特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・居住系サービスを大幅に増やしてください。基盤設備が円滑に進むよう、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。</p>	福祉課	<p>第3の特別養護老人ホームと認知症高齢者グループホーム、認知症対応型通所介護施設の建設整備を進めていますので、待機者の軽減が図れると考えています。入所利用の助成等は、利用料負担限度額などの国制度での対応とします。</p>
<p>⑥ 地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任もって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。</p>	福祉課	<p>幸田町の人口、面積等から、日常生活圏域は町全域を単位としています。従って地域包括支援センターは1箇所と考えています。なお、地域包括支援センターが十分に機能できるよう、在宅介護支援センターも含め、機関の役割分担、職員体制等の整備等について進めます。</p>
<p>⑦ 介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。</p>	福祉課	<p>職員の資質向上を図るための研修は、国又は県が実施するものについて、各事業所に参加への周知、情報提供を図っています。 町による賃金等の財政支援は考えていません。事業所については、介護従事者待遇改善など国制度にて対応をお願いするものです。</p>

## (2) 高齢者福祉施策の充実について

<p>① 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。</p>		
<p>ア ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。</p>	福祉課	<p>民生委員によるひとり暮らし家庭の訪問を行っています。また、一人暮らし高齢者の緊急時の対応として、緊急通報装置を貸与しています。 また軽度生活支援事業として、敷地内の草取り掃除や買い物支援などを行っています。</p>
<p>イ 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。</p>	福祉課	<p>H24年度から福祉巡回バスからコミュニティバスへリニューアルし町内4コースに拡大、運行しています。</p>

ウ 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。	福祉課	高齢者の集いの場として、老人福祉センターや高齢者ふれあいプラザを設置しています。老人福祉センターでは、地区老人クラブ利用の際の送迎を実施し直営のデイサービスも実施しています。また、健康と介護予防の増進のために、地区で「げんきかい」を開催をしています。
エ 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。	福祉課	町営住宅では、バリアフリーの居室が1区画整備してありますが、現在のところ高齢者対応の住宅整備計画はありません。
② 配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。	福祉課	平成24年4月から介護認定ある方、重度の障害者などを対象に週5回の配食サービスに拡大しています。うち週3日をJAのふれあいサークルが実施し見守り安否確認を兼ねて実施しています。 本人負担の250円は、近隣でも低額であると理解しています。
③ 住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。	福祉課	平成19年4月から住宅改修費、福祉用具購入費については、受領委任払いを実施しています。高額介護サービス費については、国の制度が整備されれば基準に準じ対応していきます。
(3) 障がい者控除の認定について		
① 介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。	福祉課	障がい者控除とするか否かは、税制度の問題であり、税務当局の控除対象の基準に従った範囲で判断した方を対象としています。今後も税務当局の基準に従って認定書を発行します。
② すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。	福祉課	基準日において対象と思われる方については、申請を省略し、全員に個別に認定者を送付しています。
3 福祉医療制度について		
① 福祉医療制度（子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。	保険医療課	県、他市町村の動向を把握し、慎重に検討していきます。

② 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。	保険医療課	平成20年4月に中学校卒業まで対象者を拡大し、県補助を上回る内容で医療費助成しています。18歳までの拡大は、県、近隣市町村の動向を把握し検討していきます。
③ 障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。	保険医療課	精神障害者保健福祉手帳1・2級の該当者は、県補助を拡大して全疾病(入・通院)の医療費助成を実施しています。
④ 後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。	保険医療課	住民税非課税世帯の医療費助成は、福祉給付金の制度拡大の対象者については、精神3級、自立支援医療受給者への助成と戦傷病者へは所得制限をなくすなど制度拡大を実施しています。

#### 4 高齢者医療などの充実について

① 介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。	福祉課	障がい者控除とするか否かは、税制度の問題であり、税務当局の控除対象の基準に従った範囲で判断した方を対象としています。今後も税務当局の基準に従って認定書を発行します。
② 後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなどはしないでください。また保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。短期保険証は、発行しないでください。	保険医療課	保険料滞納者に対しては、その生活実態等を迅速に把握し滞納解消に努めています。保険証は、愛知県後期高齢者医療短期被保険者証、被保険者資格証明書の交付に関する要綱に基づき、滞納状況を見極めて慎重に対応しています。

#### 5 子育て支援などについて

① 妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。	健康課	平成21年度から産前14回の公費負担をしています。産後健診については、近隣市町の状況を見て引き続き検討していくとかんがえています。
③ 義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。	学校教育課	引き続き、現状どおり保護者負担でご理解をお願いします。
④ 放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。	学校教育課 こども課	17都県(東日本)産の物資使用の場合には、加工品については放射性汚染の検査結果の提出を義務付け、また青果物については事前検査を幸田町学校給食会において実施し、安全安心な給食の提供に努めています。 東北方面からの食材については、現在、保育園では使用しておりません。

		やむを得ず使用する場合は、品質の検査した証明書を添付の上、納品してもらっています。
⑤ 女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。	防災安全課	小学校の備蓄倉庫には、更衣室や授乳室として利用できるファミリールーム（間仕切り）を配備しています。なお、時間が経過してから避難してくる高齢者のために、予めスペースを確保できるように努めます。
⑥ 児童虐待の早期発見に努め、重大事故とならないよう、防止対策を講じてください。そのために必要な職員を増やしてください。	こども課	児童虐待の早期発見、未然防止のために、関係機関との連携をより強化していきます。平成24年度からこども課に保健師を配置

## 6 国保の改善について

① 国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。	保険医療課	今後の動静を見極め判断していきます。
② 保険料(税)について ア これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。 イ 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。 ウ 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。 エ 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。	保険医療課	ア、イ、ウ、エ。 平成21年度から減免を低所得者にも拡大し、平成23年度からは一般会計繰入金を一世帯当たり県平均まで増額して過度の税率引上げを抑えたところです。今後、社会保障・税一体改革など国県の動向と県下の状況を見極め総合的に判断していきます。

<p>③ 保険料(税)滞納者への対応について</p> <p>ア 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。</p> <p>イ 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があるとしても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。</p> <p>ウ 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。</p> <p>エ 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。</p>	<p>保険医療課 税務課</p>	<p>ア 現時点では発行していませんが、法令や資格証明書交付要綱に基づき、滯納状況を見極め慎重に対応していきます。</p> <p>イ 給付制限は行っていません。</p> <p>ウ 法令や短期保険証交付要領に基づき、滯納状況を見極め慎重に対応していきます。</p> <p>エ 滞納状況を見極め慎重に対応していきます。</p>
<p>④ 一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。</p>	<p>保険医療課</p>	<p>平成19年4月から実施しており、インターネットに掲載しています。</p>
<h2>7 障がい者・児施策の拡充について</h2>		
<p>① 障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>制度改善につきましては、機会あるごとに働きかけていきます。また制度が充実するよう近隣市町と歩調を合わせていきます。</p>
<p>② 訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>制度改善につきましては、機会あるごとに働きかけていきます。また制度が充実するよう近隣市町と歩調を合わせていきます。</p>
<p>③ 移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。</p>	<p>福祉課</p>	<p>制度改善につきましては、機会あるごとに働きかけていきます。また制度が充実するよう近隣市町と歩調を合わせていきます。</p>

④ 65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。	福祉課	法律、制度として65歳以上を超えた場合や16疾病のある40歳以上の障害者は介護保険の適用が優先することになります。
⑤ 65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。	福祉課	介護保険制度適用者において、町としては障がい者を特定とする独自の免除、軽減制度等の導入は、現在のところ考えていません。
⑥ 避難所のバリアフリー化をすすめてください。集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児や高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。	防災安全課 福祉課	施設管理者と協議し、避難所のバリアフリー化に努めます。 特別養護老人ホーム、老人福祉施設等の施設と災害時における高齢者の受け入れについて、協定の締結をしていきます。
⑦ 地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようになるとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。	福祉課	現在、災害時要援護者台帳への登録を進めているところですが、運用について詳細まで規定していないため、今後検討していきたいと考えます。

## 8 健診事業について

① 特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、対象者へ個別通知をしてください。	健康課	特定健診は、住民健診・人間ドックの中で実施しており、自己負担金はありません。がん検診は、集団検診（子宮がん検診は一部個別あり）・人間ドック・住民健診の中で実施しており、がん検診の種類別費用に対し、1人当たり1～3割程度の自己負担金をいただいておりますが、近隣を上回る状況ではありません（女性特有のがん検診対象者<乳がん・子宮がん検診>及び大腸がん検診について、該当節目者は無料）。歯周疾患検診は、年1回無料で個別医療機関において20,30,40,45,50,55,60,65,70歳節目者及び19歳以上の希望者が受診できます。
② 40歳未満の住民を対象に、特定健診に準じた一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。	健康課	健診を受ける機会のない19歳以上の方に年1回無料で健康診査をうけられるようにしています。

9 予防接種について		
① 水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。	健康課	国の動向や近隣市町の状況を見ながら検討していきたと考えています。
② 高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。	健康課	国の動向や近隣市町の状況を見ながら検討していきたと考えています。
③ 妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。	健康課	現在、幸田町では、接種費用のうち 5,000 円までの額を補助しています。今後は、国の動向や近隣市町の状況を見ながら検討したいと考えています。
【3】 国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。		
1 国に対する意見書・要望書		
① 平均 6.5 % とされる生活保護基準の引き下げは行わないでください。生活保護申請者を役所の窓口で追い返す「水際作戦」を合法化し、親族の扶養を要件にし、孤立死、餓死を増大させる生活保護法の「改正」をしないでください。	福祉課	生活保護制度は、憲法第 25 条の生存権に関わる問題であるとの認識はまっているところであります。国において慎重な対応がされていくものと思われます。
② 消費税増税を中止してください。	人事秘書課	国の制度であり、要望書等の提出は考えていません。
③ 年金 2.5 % 切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の 3.3 万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。社会保険庁職員の分限免職をすべて取り消してください。	保険医療課	国の制度であり、今後の動静を見極め判断していきます。
④ 国民健康保険の都道府県運営化は行わず、国庫負担を増額してください。70 ~ 74 歳の医療費の窓口負担 2 割への引き上げをしないでください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健制度に戻してください。	保険医療課	国の制度であり、今後の動静を見極め判断していきます。

<p>⑤ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。</p>	福祉課	<p>国庫負担や制度の見直し等の国の指針等に関することは、全国町村会等の団体による要請に委ねています。</p>
<p>⑥ 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。</p>	保険医療課	<p>他市町村の動向を見て検討していきます。</p>
<p>⑦ 東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分發揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。</p>	健康課	<p>本町には、公立病院・公的病院がありません。</p>
<p>⑧ 障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。</p>	福祉課	<p>近隣市町の動向を見て検討します。</p>
<p>⑨ 高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種を定期接種としてください。</p>	健康課	<p>国の動向や近隣市町の状況を見ながら検討していきたいと考えています。</p>
<p><b>2 愛知県に対する意見書・要望書</b></p> <p>(1) 福祉医療制度について</p>		
<p>① 福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。</p>	保険医療課	<p>他市町村の動向を見て検討していきます。</p>

② 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。	保険医療課	他市町村の動向を見て検討していきます。
③ 障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。	保険医療課	他市町村の動向を見て検討していきます。
④ 後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。	保険医療課	他市町村の動向を見て検討していきます。
<b>(2) 県民の医療を守るために</b>		
① 後期高齢者医療制度について ア 後期高齢者医療制度を選択しない65~74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。 イ 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。	保険医療課	ア 他市町村の動向を見て検討していきます。  イ 他市町村の動向を見て検討していきます。
② 国民健康保険への県の補助金を増額してください。	保険医療課	他市町村の動向を見て検討していきます。
③ 障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。	福祉課	各制度とも充実するよう近隣市町と歩調を合わせていきます。
④ コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。	福祉課	機会あるごとに、関係機関に働きかけていきます。
<b>(3) 医療提供体制の充実のために</b>		
① 南海トラフ巨大地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。	健康課	他市町の動向を見て検討していきます。

② 平均在院日数の短縮を名目とした機械的な退院の押し付けや在宅化はやめてください。	健康課	本町には、公立病院・公的病院はありません。
③ 補助金の充実も含めて、救急医療体制の充実をはかってください。	健康課	本町は、岡崎市と西三河南部東医療圏域で救急医療体制を整えています。今後も岡崎市と協議を行っていきます。
④ 県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。	健康課	他市町村の動向を見て検討していきます。
⑤ 厚労省通知「看護師等医療従事者の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等医療従事者の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。	健康課	他市町の動向を見て検討していきます。

### 3 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

① 愛知県に健康診査事業への補助を増額するよう要請してください。	保険医療課	他市町村の動向を見て検討していきます。
② 低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。	保険医療課	他市町村の動向を見て検討していきます。
③ 保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。	保険医療課	他市町村の動向を見て検討していきます。
④ 高齢者用肺炎球菌ワクチンへの助成を増額してください。	保険医療課	他市町村の動向を見て検討していきます。
④ 後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。	保険医療課	他市町村の動向を見て検討していきます。